

素案

地産地消も育むブナ北限の里の食育づくり



黒松内町食育推進計画

(黒松内町地産地消促進計画)



平成27年 月



北海道 黒松内町

はじめに

私たちにとって「食」は、生命と健康を維持するための基本で、子供たちの健全な心と体の成長にとっても重要なものです。

「食」は、主に農林水産業の一次産業から産みだされますが、本町でも、古くから牛乳、米、牛肉、馬鈴しょ、豆類、小麦、そば、鶏卵などが生産され、さらに昭和の末期から平成の初期にかけては、それらを原料にしたアイスクリーム、チーズ、パン、お酒などの加工に着手して氏素性がはっきりとわかる安全・安心な地場産の「食」を学校給食、イベント、食卓を通じて身近に口にする機会を提供し、国内で「食」に対する関心が高まる以前から、「食」の大切さを町民の皆さんに意識していただくよう努めてまいりました。

また、本町が二十数年来取り組んでまいりました都市と農村の交流によるまちづくり「ブナ北限の里づくり」でも、本町産の食材を生かしたオリジナルの「食」の提供が、町の魅力アップに大きな役割を果たしています。

一方で、これまでの日本の伝統であった家族そろって母親の手づくり料理で食卓を囲むスタイルから、生活様式や社会経済情勢の変化により、インスタントや出来合いの食品、家族ばらばらの時間帯、欠食など偏った栄養、不規則な食生活を余儀なくされ、肥満や生活習慣病などの「食」を通じた新たな課題も発生しています。

さらに、安価な労働力の追求、EPA（経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）によって食料の海外依存度が高まりながら、偽装問題、残留農薬、添加物など安全面が担保されない食品の流通が拡大しています。

今こそ、「食」の大切さを再認識し、安全・安心な地場産農林水産物の地元消費の拡大はもとより、それらを原料とした6次産業化への取組もこれまで以上に加速し、しっかりと根付かせることが急務となっています。

これまでの乳幼児母子を対象とした相談・教室・健診、児童を対象とした田植えや収穫、高齢者や男性を対象とした料理教室、地場野菜の直売、加工品の試食会などの食育関連事業を一層充実させ、町はもとより、関係機関や町民の皆さんが一体となって、ブナ林や大小河川が織成す独特の自然環境が生み出す大地の「恵み（食）」を享受できる喜び自覚し、「食」への適切な理解・判断・感謝ができ、心身の健康を増進する健全な食生活を実践できるよう「黒松内町食育推進計画（兼：黒松内町地産地消推進計画）」を策定し、食育の取組を確かなものにするにとしましたので、町民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成27年 月



黒松内町長 鎌 田 満

目 次

1	食育の定義	1 ページ
2	本計画策定の趣旨・目的	1 ページ
3	本計画の位置づけ	2 ページ
4	計画の期間	3 ページ
5	黒松内町の食をめぐる現状と課題	3 ページ
	(1) 食をめぐる社会情勢の変化	3 ページ
	(2) 食生活の変化と健康への影響	4 ページ
	(3) 黒松内町における食料生産の現状	5 ページ
	(4) 食文化の伝承と地産地消	6 ページ
	(5) 環境問題	7 ページ
	(6) 食育に対する理解と取組	8 ページ
6	黒松内町の食の目指す姿	10 ページ
	(1) シンボルテーマ	10 ページ
	(2) 食の将来イメージ	10 ページ
	(3) 食育に関する三つの基本目標	11 ページ
7	関係者の役割分担・連携	12 ページ
8	ライフステージごとの食育の取組	14 ページ
9	主要な取組の実施計画（平成27～31年度）・数値目標	15～16ページ

1 食育の定義

『食育』は、食育基本法の前文で、『様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること』と定義され、『生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの』と位置付けられています。

2 本計画策定の趣旨・目的

今世界では、食べものをいつでも十分に手に入る環境下にある人々は2割にとどまり、恵まれた私たち日本人はこの2割に含まれます。

しかし、この私たちの恵まれた食料事情は、食料の半分以上の5,500万tを輸入に頼って実現している状況にありながら、開発途上国の5,000万人の食料に匹敵する1,800万トンも廃棄しています。

豚は穀物4kgから1kgの肉、牛は穀物10kgから1kgの肉が作り出されるといわれています。

子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に着けていくためには、何より「食」が需要ですが、その食は、生産者の延々と培ってきた英知とたゆみない勤労、多くの犠牲の上に成り立っていることを学び、食の大切さを頭に刻んでいくことも大切です。

一方、成人層においても欠食、カロリー摂取過多など肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身などの問題が見られます。

さらに、食料の海外依存率の高まりによる安定、安全・安心な食品供給の確保、基幹産業を農業とする黒松内町内で地元産の食を口にできるように生産現場と消費者とのつながりの確保、家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の継承、食品ロスの削減といった数々の課題が引き続き存在しています。

このような国民の食生活をめぐる環境の変化や課題の累積に伴い、国は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成17年6月に「食育基本法」を制定し、平成23年3月には「『周知』から『実践』へ」をコンセプトとした「第2次食育推進基本計画」を作成しました。

また、北海道では、平成26年3月に「地域における多様や食育の継続的な実践」を目標とした「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画【第3次】）を作成し、道内の食育を総合的に進めることとしています。

本町でも、他の市町村と同様に前記した食に関わるさまざまな課題が浮き彫りとなっていますが、町内にはおいしく新鮮な食材があり、また、そうした食材を活用した加工品や特色あるまちづくりと連動した食文化も育まれ、消費者

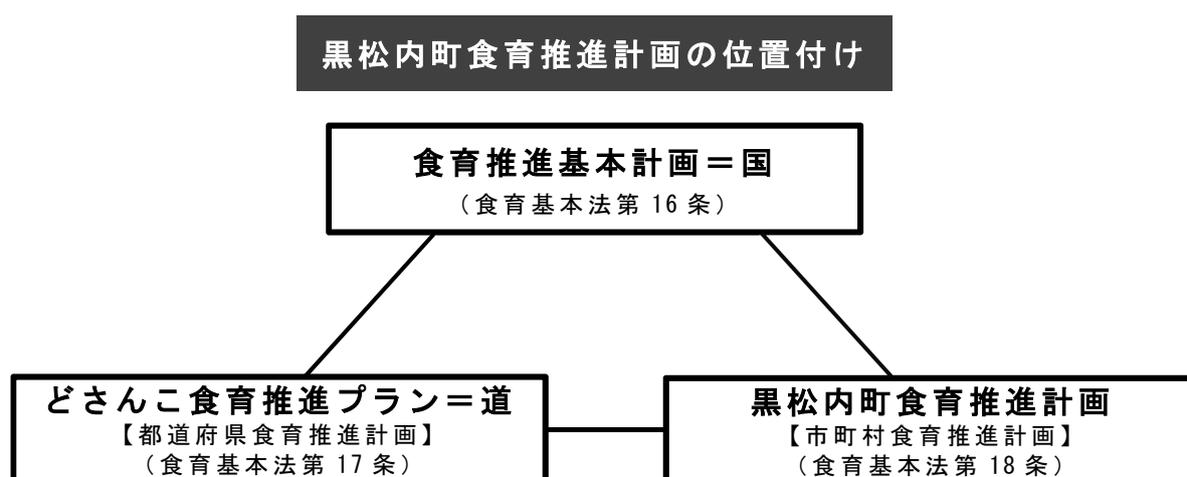
と生産者の顔が見える関係を容易に築くことができ、食育を推進する上で恵まれた環境にあります。

このような背景を踏まえ、本町においても国や道などと連携の上、町関係部署で役割分担して関係機関や団体と情報交換し、町民の皆さんの理解の下、より効果的な食育を実現できるように「黒松内町食育推進計画」を策定します。

なお、本計画は「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」第41条に基づく「地産地消促進計画」としても位置付けることとします。

3 本計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づき、国の食育推進基本計画や「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画【第3次】）を基本として作成する市町村食育推進計画として位置付けられ、食育を具体的に推進するための計画として策定しています。



【食育基本法（平成17年法律第63号）】

第16条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、関係法令の改正や本計画の上位計画の見直しとあわせ、必要に応じて見直しを行います。

(※参考)

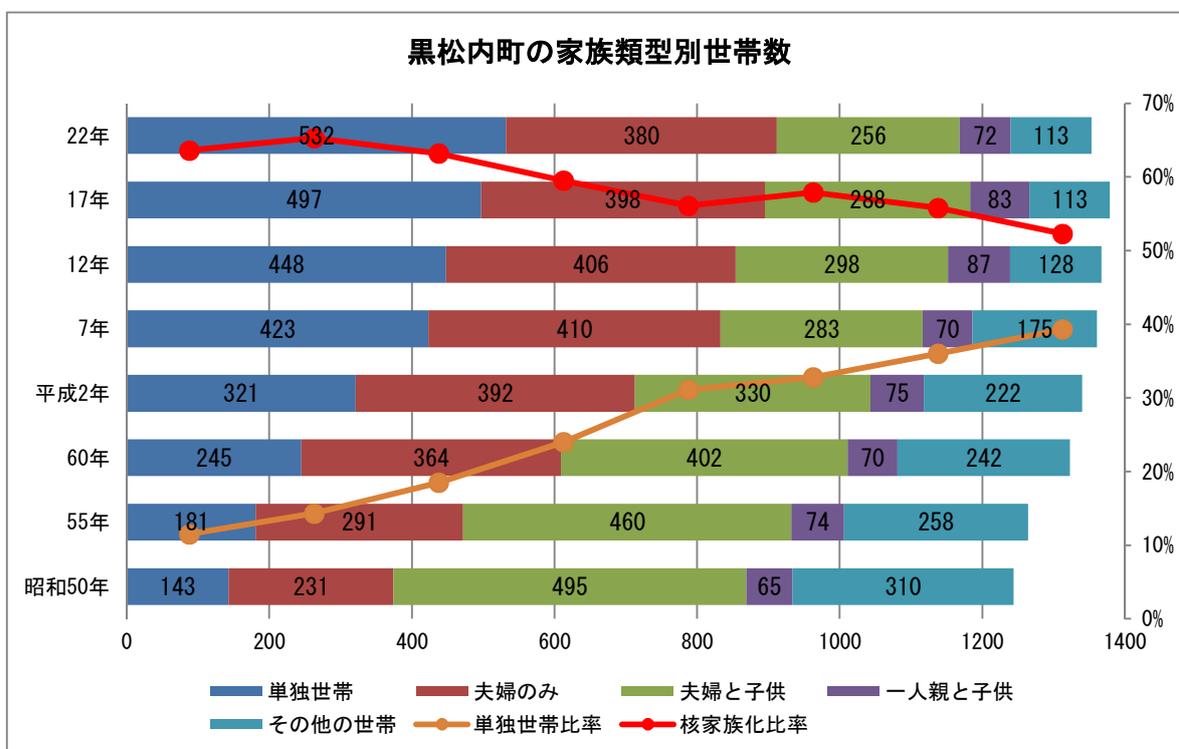
- ・第3次食育推進基本計画（国）の計画期間は平成28から32年度
- ・どさんこ食育推進プラン（北海道食育推進計画【第3次】）の計画期間は平成26から30年度

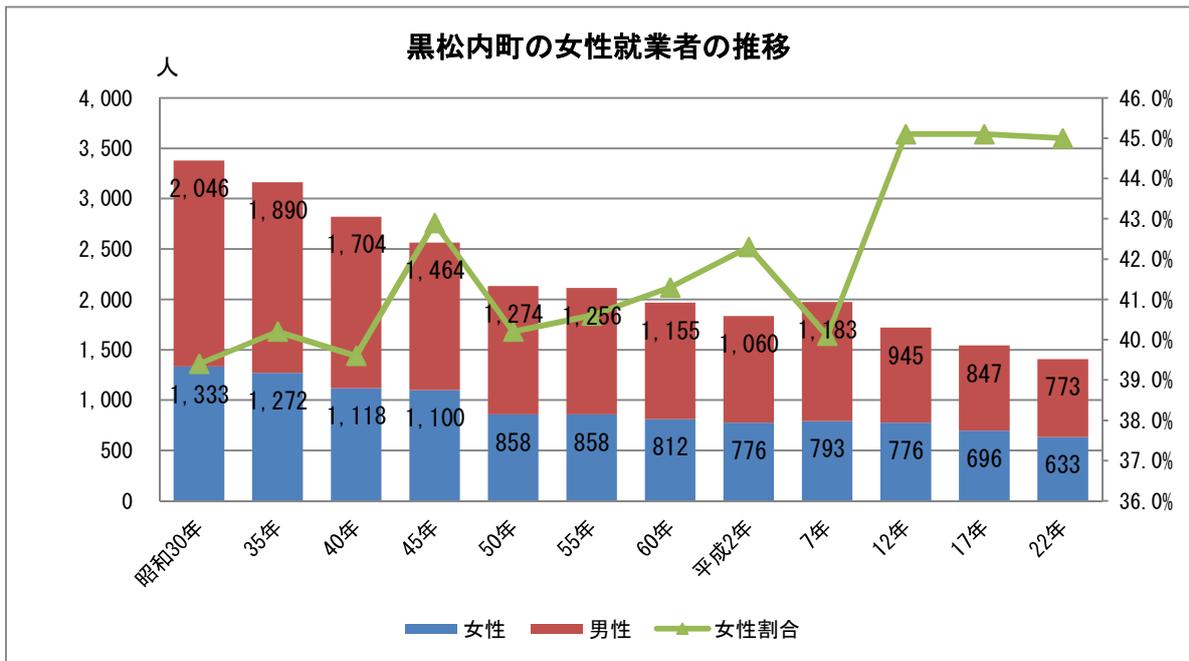
5 黒松内町の食をめぐる現状と課題

(1) 食をめぐる社会情勢の変化

黒松内町においては、高齢化（死別）、晩婚化、就業形態から、単独世帯比率の増加に加え、共働き世帯の一般化による女性就労者の増加といった動きが見られます。

このような社会情勢の変化のニーズに応じて、食の提供を業とする側も含め、食の簡便化、外部化（外食、出来合い、レトルト、中食）、少量化が進展してきています。

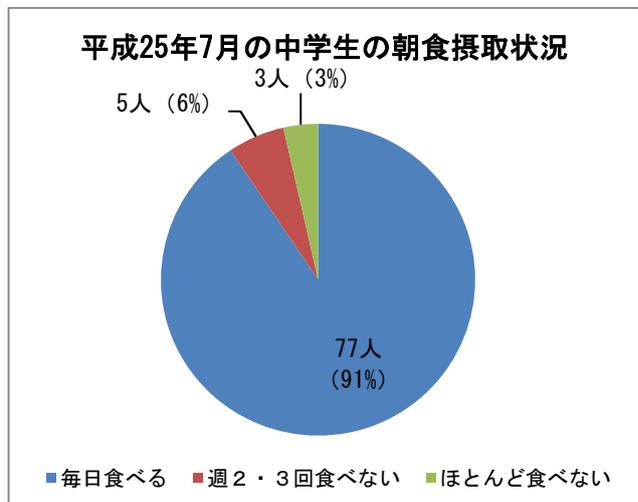
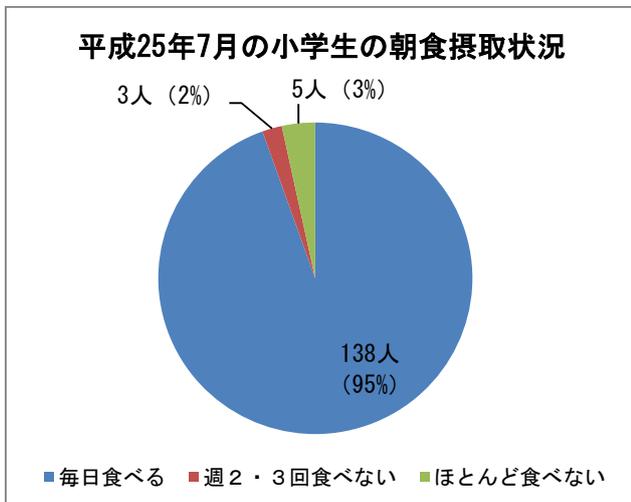




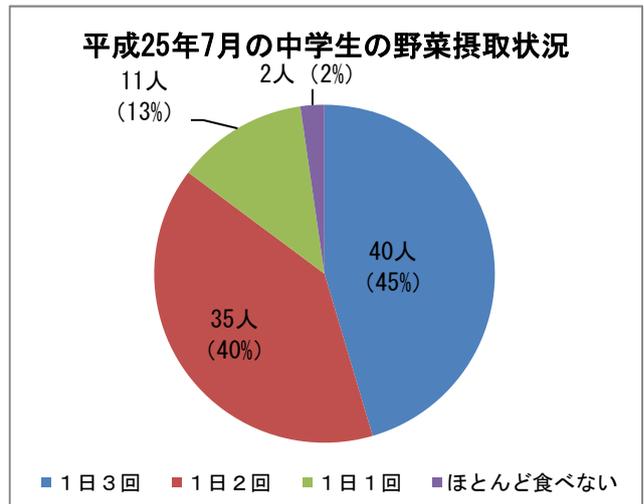
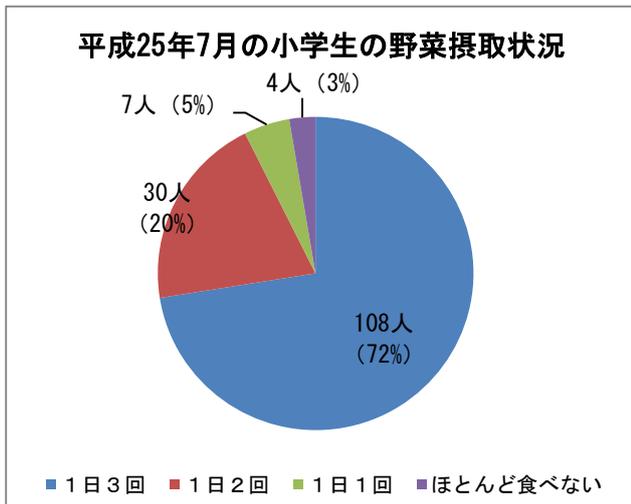
(2) 食生活の変化と健康への影響

飽食な日本国民の食生活は、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食、頻繁な外食や加工済み食品に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れが見られ、これらに起因して肥満、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の増加などが老若男女を問わず問題となってきています。

この傾向は、本町においても見られ、適切な対応が必要とされています。



(資料：平成25年度食育・給食アンケート【町学校給食センター調べ】)



(資料：平成25年度食育・給食アンケート【町学校給食センター調べ】)

(3) 黒松内町における食料生産の現状

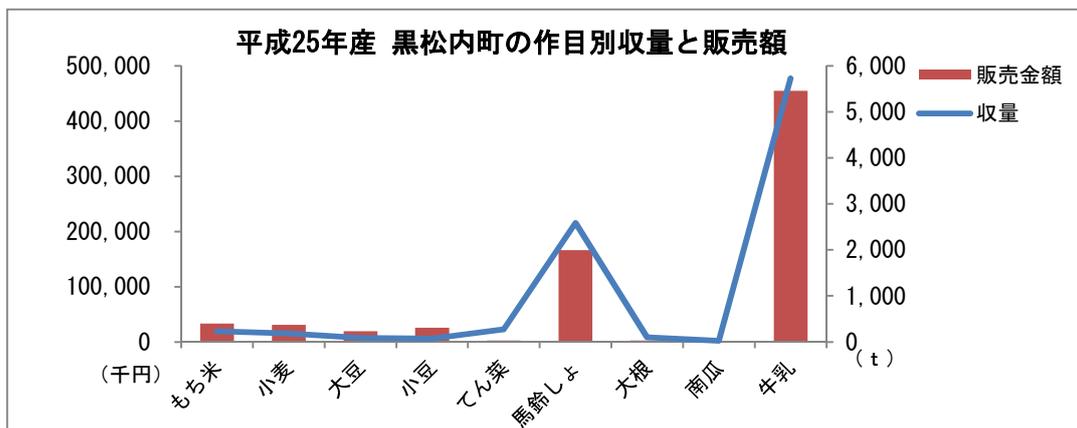
黒松内町では、もち米、馬鈴しょ、小麦、豆類、牛乳を生産する農業が基幹産業となっています。

また、本町では平成の初頭から町の一大プロジェクトとして推進してきた「ブナ北限の里づくり（黒松内型都市と農村の交流）」の四つのシンボルテーマのうちの一つ「ブナ北限の里らしい新鮮で安全なグルメの提供」を実現するため、アイガモ米による日本酒造りなど、テーマのコンセプトを守りつつ地場の農産品に付加価値を付ける加工品の開発に取り組んできました。

平成5年にオープンした町特産物手づくり加工センター「トワ・ヴェール」では、町内産の牛乳を原料にしたチーズとアイスクリーム、道内産の豚肉や鶏肉を原料にしたソーセージとハムを製造し、平成11年にオープンした町特産物展示販売施設「道の駅『くろまつない』トワ・ヴェールⅡ」では、地場産の小麦粉を原料にしたパンを製造販売し、このほかにも自家産又は地場産の農産品を原料にしたお酒、お菓子、豆腐、ジャムなどが生産されています。

また、町内を貫流する朱太川やその支流ではアユやヤマメが生息し、野山にはタケノコやキノコなどの山菜が自生するなど、自然の恵みも豊かです。

これら独特の気候や地形が産む、黒松内町の特色を生かした食育を推進していくことが重要です。



(資料：JAようてい黒松内支所調べ)

(4) 食文化の伝承と地産地消

歴史の浅い本町では、先人から受け継がれてきた伝統的な食文化と呼ぶことのできるものは、ほぼないといつて過言ではありません。

基幹産業の酪農家が初乳で作る牛乳豆腐が、特色ある食文化の一面をのぞかせます。

近年では、女性グループネットワーク「虹」が考案し、平成19年2月に開催された「しりべし農村女性フォーラム『コロッケ博覧会』で、準グランプリ・人気ピカイチ賞」に輝いた地元産野菜を中心に7種類以上の具材の入った「レインボーコロッケ」が、町商店街協同組合による大売出しの「商人一揆」などで本町オリジナルの食として年に数度販売されています。



手造りのみそや漬物をはじめとした調味料や保存食などは、各家庭に伝わる独自の食文化であり、大切な「おふくろの味」であるといえます。

食生活の多様化や簡便化が進む中で、手作りの味が失われていくことが懸念され、こうした食文化を伝承していくことは大切なことです。

本町は、海には面していないものの太平洋、日本海とも近距離にあり、自然の恵みの山菜と合わせ四季折々の旬を感じさせる食材が豊富で手軽に手に入り、小さな町ならではの消費者と生産者の顔が見えるつきあいができる地域です。



また、本町は後志南部地区地域資源循環管理施設（高速堆肥化施設）、通称堆肥センターで製造される牛ふん完熟堆肥の町民還元も手伝ってか家庭菜園が盛んで、自らの手で栽培した野菜を食する方が少なくありません。

一方で、社会福祉施設勤務の単身者や公営住宅住まいの方の占める割合が高いことから、地場の野菜を手に入れることが容易でない方々も多く存在し、道の駅に併設された「野菜産直販売コーナー」や週末開催の「ブナマルシェ」は、廉価で少量から地場の新鮮な野菜や山菜を購入することができる重宝な場になっています。

しかし、野菜産直販売コーナーを運営する産直野菜生産者組合では、高齢化と組合員不足により将来的な存続に不安があり、産直販売コーナーも手狭で無人販売状態であることから、魅力ある販売コーナーの構築が急務となっています。

また、ブナ北限の里づくりの「安全・安心なグルメの提供」というテーマに沿ったヨーロッパ型の食の提供は、地元産のチーズ、ソーセージ、パンに加え、地場産のブドウを原料にしたワインなど、本町オリジナルの食文化を

20年以上にわたり提供し、このことを本町まちづくりのこだわりの一つとして情報発信してきました。

これら新たな食文化を町民の皆さんに食していただき、地産地消を推進するために、トワ・ヴェールでは、無料の試食会、格安でのワイン会、町民還元セールのカフェの開催、ポイントカードの導入などで利用しやすい環境づくりに努めてきました。



さらに、育ち盛りの子供たちには、学校給食で毎月19日を「食育の日」に指定し、地場の野菜やトワ・ヴェールの製品を公費で提供し、地産地消、食育に関する意識付けを高めるようにしています。

金額ベースでの学校給食の町内産食材使用率について平成25年度1年間を見ると、主食ではトワ・ヴェールⅡ製のパンが提供されているため地元産が38.8%を占め、副食では牛乳が乳業業者の受入数量と町内の出荷量から推計した場合2.3%、他の地元産野菜や山菜、トワ・ヴェール製品ほか地元加工品を合わせた合計にしても12.1%にしかすぎず、給食全体で見た場合地元産の食材の使用率は16.3%にとどまっています。

近時の健康志向や趣味による手打ちそばの愛好家が増え、地場産の優良なそばを用いたサークル活動が活発化し、イベントや会食などを通じて地元で食する機会が提供されるようになってきました。

古くから酪農の町として認知されてきた本町ですが、和牛繁殖も並行して取り組まれ、ブランド化を目指し、本町の一大イベント「ビーフ天国」を開催して和牛肥育の振興に二十数年来取り組み、地場産牛肉を食することのできる機会が増えてきています。



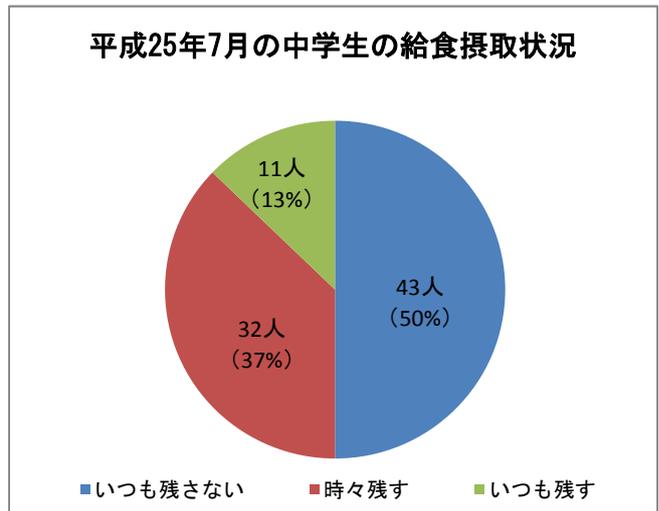
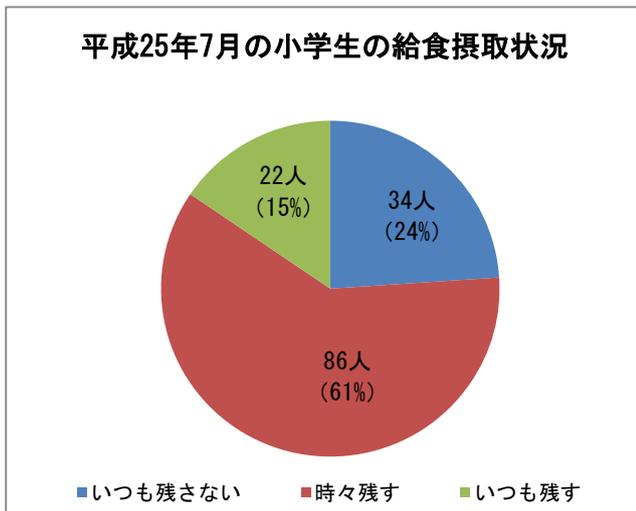
このような特色ある地場の食を守り、普及し、さらに充実したもの発展させていくことが必要不可欠です。

(5) 環境問題

世界的な食料需給のひっ迫、食料不足が問題となる中で、我が国においては、食べ残しなどに伴う大量の食品が廃棄され、これらの削減による環境負荷の低減などが求められています。

このことは、私たち黒松内町民に当てはまります。

前記「2 本計画策定の趣旨・目的」にも記載のとおりで、世界中の多くの食料難民の存在を忘れない行動が重要です。



(資料：平成25年度食育・給食アンケート【町学校給食センター調べ】)

また、生物多様性に優れた朱太川やその支水系の環境を保全してアユの高付加価値化につなげる自然の恵みを生かした特色ある食産業の維持も大切です。

さらに、自然の恵みである山菜の乱獲、採取者の自然エリアへの侵入による生態系破壊などの影響を最小限に抑える行動などの普及啓発も必要となっています。

本町では、貝殻地層から長い年月をかけてろ過された大変優れた中硬水の特性のある地下水がくみ上げられ、町内企業により道内外だけでなく海外にも広く販売され、水の清らかな印象から町のイメージアップにも一役貢献しています。

この大地の恵みを含んだ水が生まれる環境は、ブナなどの広葉樹やトドマツなどの針葉樹の森林づくりによって育まれていることを忘れてはいけません。

(6) 食育に対する理解と取組

黒松内町では、町の食育に関わる機関がそれぞれの役割に応じて食育の推進に取り組み、町の機関以外の認定こども園や児童福祉施設、交流施設が独自に食育に取り組み、食育の周知度・関心度は高まりつつあると考えられますが、この計画の策定を契機に、町の機関内の連携はもとより、町内で食育に関わる機関や団体の結びつきを強め、情報を共有し、食の大切さの普及啓発、地場産食材の一層の活用など、食育の実践的取組を充実していく必要があります。



(使用イラスト：株式会社アトム「わんぱくランチWeb」)

黒松内町における食育の取組

町民の健康づくりにつながる食育の推進

- 1 乳幼児健康相談
- 2 離乳食教室
- 3 幼児食教室
- 4 1歳6か月児・3歳児健康診査
- 5 メンズクッキング
- 6 健康教育
- 7 健康相談・栄養相談
- 8 栄養指導（栄養士）
- 9 老人クラブ料理教室
- 10 ヘルシークッキング
- 11 自然療法推進事業



地産地消と一体となった食育の推進

- 1 産直野菜生産者組合
- 2 ビーフ天国
- 3 和牛肥育
- 4 農家の6次産業化
- 5 特産酒用特別栽培米
- 6 ワイン用ブドウ栽培
- 7 女性グループネットワーク「虹」の育成
- 8 地元産そば粉の活用
- 9 ブナマルシェ
- 10 体験農園
- 11 町内産食材を用いた料理の提供、イベントの開催
- 12 トワ・ヴェール町民向け試食会・感謝祭
- 13 チーズとワインのタベ
- 14 朱太川アユ高付加価値化
- 15 黒松内銘水の利用
- 16 地元産食材の学校等給食への利用

未来を担う子供たちへの食育の推進

- 1 乳幼児健康相談
- 2 離乳食教室
- 3 幼児食教室（異文化食体験、行事食親子料理教室）
- 4 1歳6か月児・3歳児健康診査
- 5 学校給食を通じた食育の推進（栄養指導、食の知識・マナー学習等）
- 6 食の生産現場での体験（農業体験、調理体験等）
- 7 トワ・ヴェール製品の学校等給食への利用



上欄の食育の取組に関係する機関・団体

- 1 老人クラブ
- 2 NPO法人添別ブナ林振興協会
- 3 くろまつないハーブの会
- 4 子育て支援センター
- 5 町保健福祉課
- 6 町教育委員会



- 1 農業者
- 2 商店
- 3 ようてい農業協同組合黒松内支所
- 4 後志農業改良普及センター南後志支所
- 5 北海道ワイン(株)
- 6 産直野菜生産者組合
- 7 女性グループネットワーク「虹」
- 8 黒松内町そば打ち愛好会
- 9 ブナ里ツーリズムサポートセンター
- 10 ようてい水稻生産組合黒松内支部
- 11 ようてい和牛改良生産組合黒松内支部
- 12 朱太川漁業協同組合
- 13 ㈱ブナの里振興公社
- 14 ㈱アンジュ・ド・フロマージュ
- 15 黒松内銘水(株)
- 16 ビーフ天国実行委員会
- 17 町内児童福祉施設
- 18 認定こども園
- 19 町内各学校
- 20 町特産物手づくり加工センター「トワ・ヴェール」
- 21 町企画調整課
- 22 町環境政策課
- 23 町産業課
- 24 町教育委員会

- 1 町内児童福祉施設
- 2 町内各学校
- 3 認定こども園
- 4 児童館
- 5 町特産物手づくり加工センター「トワ・ヴェール」
- 6 子育て支援センター
- 7 町学校給食センター
- 8 町保健福祉課
- 9 町教育委員会



6 黒松内町の食の目指す姿

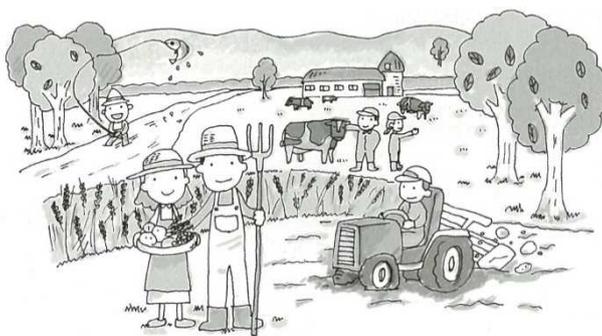
(1) シンボルテーマ

地産地消も育むブナ北限の里の食育づくり

＝ シンボルテーマの解説 ＝

農業を基幹産業とする本町は、「黒松内型都市と農村の交流・ブナ北限の里づくり」のシンボルテーマの一つ「ブナ北限の里らしい新鮮で安全なグルメの提供」を実現するため、様々な取組を展開してきました。

これからもこのテーマは不変で、本町で食を学ぶことはすなわち地元の優れた食にこだわり続けることであること、平成27から31年度を後期とする第3次町総合計画のシンボルテーマが「みんなで歩むブナ北限の里づくり」であることから、上記のようなシンボルテーマとしました。



(2) 食の将来イメージ

5年後の黒松内町では、野菜産直販売コーナーが道の駅と別の新しい建物に移転し、町内外から新たな生産者が加わって加工も手掛けるようになり、地域の自然や農業が産みだす食資源が多品種・高品質化され、地元での消費量のアップはもちろん町外でも高く評価、取引されるようになっていきます。

黒松内銘水糶、町特産物手づくり加工センタートワ・ヴェール、(株)アンジュ・ド・フロマージュなど地場産農産品を原料とした食品加工業の食品の製造料が増え、道内はもとより全国的に評価が高まっていることに加え、イベントを通じた地場産品のPRの場への参加者も増えています。

これらのことが功を奏して学校、認定こども園、児童福祉施設等での給食利用、家庭での利用頻度が高まり、地産地消が一層進んでいます。

学校・職場・施設・地域を通じた普及啓発、生産現場での体験、講師を招いた勉強会、子育て世代・高齢者・男性を対象とした教室、各種相談会といった取組により、町民の食育への関心は高まり、栄養への配慮、無駄省くなど学校・施設・家庭での食行動にも反映されるようになっていきます。

(3) 食育に関する三つの基本目標

町の食をめぐる現状と課題などを踏まえ、黒松内町では食の将来イメージを実現するため、次の三つの基本目標に区分して食育を推進します。

基本目標Ⅰ	町民の健康づくりにつながる食育の推進
--------------	---------------------------

食べものは、生まれてから死ぬまで必ず必要なもので、食べものと心や体の関係を知ること、体によい食品の適切な選択と調理の方法などの知識を身に付けることができるよう、具体的な実践により乳・幼児期から高齢期までの生涯の健康の維持・増進につながる食育の取組を推進します。

基本目標Ⅱ	地産地消と一体となった食育の推進
--------------	-------------------------

各種イベントや体験活動により本町の基幹産業である農業や食品加工などの食に関連する産業の役割や現状について理解を深める機会を提供するとともに、歌オブナ林や朱太川など豊かな自然に恵まれ、太平洋と日本海に近く、四季折々の旬を感じさせる地場産の食材が豊富に手軽に手に入る地理的特性を生かした地産地消の大切さを学び、小さな町ならではの消費者と生産者の顔が見える実践の場を通じた食育の取組を推進します。

基本目標Ⅲ	未来を担う子供たちを育む食育の推進
--------------	--------------------------

食育は、食育基本法でも知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけられ、全ての町民に必要なものですが、特に子供たちにとっては心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものであることから、認定こども園、児童館、学校教育での活動を中心に、各家庭、児童福祉施設を含め食に関して指導・学習する機会を増やしていきます。



黒松内低地帯

7 関係者の役割分担・連携

本町においては、前記の三つの基本目標をベースに、町民、農業生産者・農業関係機関・団体、食品事業者、学校・認定こども園・福祉施設・教育福祉関係機関・団体、保健福祉関係機関・団体等がそれぞれの視点で、町の特性に合った食育の取組を推進していきます。

また、総合的な視野から町（行政）の関係部署が連携し、円滑に取組が進むように次の関係者の区分に即して食育を推進していきます。

1	町民自らが考え取り組む食育の推進
---	-------------------------

※ 子供の基本的な食生活習慣を形成するため、乳幼児期の栄養バランスを考えた食事の実践に加え、幼少や成長期の「早寝早起き朝ごはん」運動を実践します。

また、「自分の健康は自分で守る」を合言葉に、食育に関する関心を高め、体験会、勉強会、教室、相談会といった場に積極的に参加して実践的に取り組みます。

自分の暮らす町の基幹産業の振興やまちづくりに協力し、安全・安心な食を選択する視点から地元産の食材を積極的に活用し、徹底して無駄を省きます。

2	学校、認定こども園、福祉施設、教育・福祉関係機関・団体等が取り組む食育の推進
---	---

※ 学校、認定こども園、児童館、児童福祉施設など子供たちが長時間過ごし食を摂取する施設では、町の教育委員会や保健福祉課、その他福祉団体と連携し、地産地消と栄養バランスを考えた食の提供に努めることに加え、農業体験や調理体験、さらには食品の生産や製造過程といった食全般に関して初歩的にはじまってやがては正しい知識を学べる機会を設けるとともに、給食時間では食事のマナー学習などを計画的に推進します。

3	保健機関・団体が取り組む食育の推進
---	--------------------------

※ 食を通じて生活習慣病等を予防するため、保健福祉センター（保健福祉課）が核となり食育に関する普及啓発活動を推進するとともに、町が行っている健康診断に併せて各個人の健康状態に応じた栄養相談や運動指導を充実します。

また、乳幼児健康相談や離乳・幼児食教室、男性や老人向けの料理教室、

健康志向料理教室の開催に加え、学校、認定こども園を通じて保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等を伝えます。

4	農業生産者、農水産業関係機関・団体、食品事業者等 が取り組む食育の推進
---	--

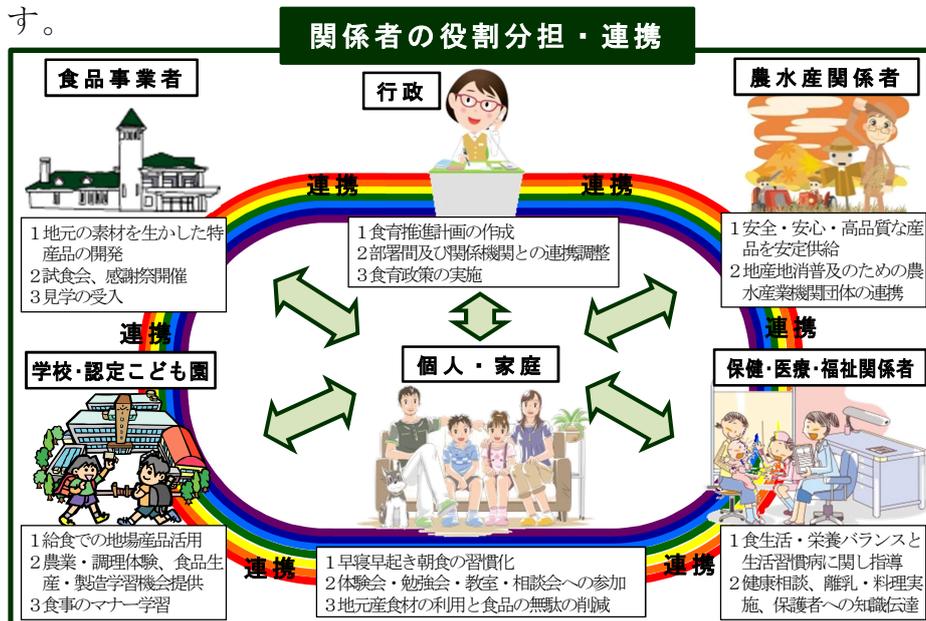
※ 安全・安心な品質の高い食品を安定的に供給することと併せて、各種体験や学習活動への協力などの機会提供を通じて地域の生産物はもとより生産・流通に関わる人々の営みへの理解を深め、その大切さを伝える取組を進めます。

また、安全・安心な食を供給する重要な立場にいることを自覚し、地産地消の普及推進のため、町産業課、JA、農業改良普及センターなど農水産業関係機関・団体は、農業生産者と情報交換・連携を密にして様々な取組を展開します。

5	町（行政）が取り組む食育の推進
---	------------------------

※ 町民が生涯健康で暮らす基本となる良好な食生活や食習慣を確立するため、国が策定した「食事バランスガイド」等を活用して食育関係部署が連携し、家庭・町内会・職場・学校・認定こども園・児童福祉施設・交流施設等を通じて町民への食育の普及啓発に努めます。

本計画の推進に当たっては、食育の関係する分野が保健・福祉・産業振興・教育など多様であることから、日常の家庭での食生活ばかりでなく、学校・地域、ボランティア団体、食材を提供する生産者など多くの人々や団体が、食育活動においてそれぞれの役割を理解して相互に連携や補完をしながら活動でき、幅広く食育を推進するための組織づくりに加え、後志総合振興局や道との連携など、既存の枠を超えた食育の取組にも関わっていきます。



8 ライフステージごとの食育の取組

ライフステージ		乳・幼児期	学校教育期	青年期	子育て期	中年期	高齢期		
ライフステージの特徴		食の基礎をつくる時期	体験などを通じて食生活の大切さを学ぶ時期	家庭を持つ前に、広く情報を取り入れ、自己管理できるようになる時期	子育てをしながら、食を楽しみ、病気を予防する時期	食を楽しみ、健康への関心が高まる時期で、次世代への伝承活動を行う次期	食を楽しみながら、次世代へ伝承活動を行う次期		
基本目標 区分 ・ 機 関 団 体 区 分	基本目標Ⅰ 町民の健康づくりに つながる食育の推進	NPO法人添別ブナ林振興協会、黒松内ハーブの会 特産物手づくり加工センター「トワ・ヴェール」			←	健康寿命の促進 (自然療法推進事業)	→		
		町、ようてい水稲生産組合黒松内支部、農業者 町、北海道ワイン(株)、後志農業改良普及センター南後志支所 町、後志農業改良普及センター南後志支所 町、農業者 町、農業者 町、実行委員会 町、女性グループネットワーク「虹」 町 町、ブナ里ツーリズムサポートセンター、産直野菜生産者組合、農業者 町、JAようてい黒松内支所、ようてい和牛生産改良組合黒松内支部、農業者 教育委員会、町内各学校、農業者、商店			←	町民還元セール開催 特産酒用もち米栽培補助 特産ワイン用ブドウ試験栽培 新規作物試験栽培 新規作物導入助成事業 施設園芸ハウス設置費等助成事業 ビーフ天国開催 農村女性グループ活動支援 町堆肥センター堆肥町民還元 新たな複合施設への野菜産直販売の出店 肥育牛購入貸付事業(肥育振興)	→		
	基本目標Ⅱ 地産地消と一体とな った食育の推進	ブナ里ツーリズムサポートセンター ブナ里ツーリズムサポートセンター (株)ブナの里振興公社、ブナ里ツーリズムサポートセンター 町、JAようてい黒松内支所、農業者 町、朱太川漁業協同組合、(株)ブナの里振興公社 町 町 町 町、町内老人クラブ トワ・ヴェール トワ・ヴェール、(株)アンジュ・ド・フロマージュ、(株)北海道ワイン 町、教育委員会、そば打ち愛好会、農業者	← 地元産食材の学校給食への利用 → 赤井川体験農園での農業体験		←	←	←	→	
					←	ブナマルシェ 町内産食材を用いた料理の提供、イベント(主に町外者向け)の開催 農家の6次産業化推進 アユを通じた河川環境維持・意識高揚、資源保護、食材等活用	→		
					←	健康教育・健康相談・栄養相談	→		
						←	メンズクッキング	→	
						←	ヘルシークッキング	→	
							←	老人クラブ料理教室	→
				地場産原料を用いた特産品の製造販売、町民向け試食会・感謝祭開催	←	←	←	→	
					←	チーズとワインのタペ	→		
					←	地元産そば粉の活用	→		
	基本目標Ⅲ 未来を担う子供たち を育む食育の推進	教育委員会、町内各学校 教育委員会、町内各学校、トワ・ヴェール、農業者等 地域づくり振興協議会 町、子育て支援センター 町、子育て支援センター 町 トワ・ヴェール、教育委員会、学校給食センター、認定こども園、町内児童福祉施設、児童館		← 学校給食を通じた食育の推進 → ← 食の生産現場での体験 →				← 家庭における食文化の継承の推進 → ← 家庭における食文化の継承の推進 →	
								← 乳幼児健康相談 → ← 離乳食教室・幼児食教室 → ← 1歳6か月児・3歳児検診 →	
								← 学校等給食へのトワ・ヴェール製品利用 →	

9 主要な取組の実施計画（平成27～31年度）・数値目標

基本目標Ⅰ：町民の健康づくりにつながる食育の推進

（事業費単位：千円）

取組内容	事業主体	事業費	実施年度					指標	
			27	28	29	30	31	現状値	目標
新たな野菜産直販売複合施設の設置	町、産直野菜生産者組合	150,000	←	→				出店者数 9戸 15戸	
生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進	町	4,000	←	→				生活習慣病予防食事・運動等継続的实践町民数 30.0% 50.0%	
メンズクッキング	町	150	←	→				参加者数 10名 15名	
ヘルシークッキング	町	250	←	→				実施回数 2回 5回	

基本目標Ⅱ：地産地消と一体となった食育の推進

（事業費単位：千円）

取組内容	事業主体	事業費	実施年度					指標	
			27	28	29	30	31	現状値	目標
地元産食材の学校給食への利用	町	4,500	←	→				地元産食材の割合 16.3% 30.0%	
赤井川体験農園での農業体験	町・ブナ里ツーリズムサポートセンター	1,000	←	→				体験者数 32人 50人	
ブナマルシェ	町・ブナ里ツーリズムサポートセンター	0	←	→				出展者数 9戸 15戸	
町内産食材を用いた料理イベント（主に町外者向け）	町・ブナ里ツーリズムサポートセンター	150	←	→				イベント回数 1回 3回	
淡水魚資源確保事業（アユ高付加価値化、アユ以外の水産資源の持続的利活用）	町・朱太川漁協	19,335	←	→				町民がアユを食事又は学習する機会 0回/年 1回/年	
特産酒用もち米栽培補助、	町、農業者	13,000	←	→				作付面積 5反8畝 5反8畝	
特産ワイン用ブドウ試験栽培、	町、北海道ワイン(株)	20,500	←	→				収穫量 150kg 3,000kg	
新規作物試験栽培	町、後志農業改良普及センター南後志支所	1,000	←	→				導入農家総数 0戸 3戸	
新規作物導入助成事業	町、農業者	6,500	←	→				取組農家数 0戸 6戸	
施設園芸ハウス設置費等助成事業	町、農業者	15,000	←	→				ハウス設置数 0戸 10戸	
ビーフ天国開催	町、実行委員会	3,350	←	→				入場者数 7,000人 1万人	
農村女性グループ活動支援	町、女性グループネットワーク「虹」	700	←	→				活動参加延べ人数 91人 120人	
町堆肥センター堆肥町民還元	町	7,700	←	→				配布袋数 1,980袋 2,300袋	
新たな複合施設への野菜産直販売の出店	町、産直野菜生産者組合	150,000	←	→				出店者数 9戸 15戸	
肥育牛購入貸付事業	町、和牛生産改良組合	12,000	←	→				年間出荷頭数 4頭 6頭	

黒松内町食育推進計画

(黒松内町地産地消促進計画)

平成27年 月

黒松内町 保健福祉課・環境政策課・産業課

〒048-0192 北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1

TEL 0136-72-3835 (ダイヤル)・FAX 0136-72-3833

黒松内町教育委員会

〒048-0101 北海道寿都郡黒松内町字黒松内392番地2

TEL 0136-72-3160 (代表)・FAX 0136-72-3209